

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 契約書

_____（以下「利用者」という）とデイサービス松島マミーホーム・スマイルマミー・デイサービス梅の宮マミーホーム（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、 年 月 日からとします。
ただし、契約期間中に要介護の認定を受けた場合には、その認定日前日に契約は終了します。

（介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供場所・内容）

第3条 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供場所は松島町、塩竈市です。
所在地および設備の概要等は【重要事項説明書】のとおりです
2、事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は【重要事項説明書】のとおりです。

（サービスの提供の記録）

第4条 事業者は、サービスの提供に関する記録を連絡帳に記入し、サービスの終了時に利用者にお渡しします。
2、事業者はサービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
3、利用者又はその家族は、前項のサービス実施記録を閲覧することができます。
4、利用者又はその家族は、第1項の記録の複写物の交付を受けることができます。

（料金）

第5条 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2、事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月の15日頃までに利用者へ送付します。
3、利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までにゆうちょ銀行、銀行等金融機関の自動引き落としにて支払うものとします。
4、事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(サービスの中止)

第6条 利用者は、事業者に対して、できるだけサービス提供日の前日までにサービスの中止をお知らせ下さい。ご連絡が当日であっても、ご利用のない場合は、料金はかかりません。

2、事業者は、利用者の体調不良、病気の悪化等の理由により、サービスの利用が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

(料金の変更)

第7条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を文書で通知します。

(契約の終了)

第8条 利用者は事業者に対して、常に契約を解約することができます。

2、事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、この契約を解約することができます。

3、次の事由に該当した場合は、本契約を終了するものとします。

- ①利用者が介護保健施設等に入所した場合
- ②利用者が要介護の認定を受けた場合
- ③利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第9条 事業者およびサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2、サービス担当者会議等において、利用者に関する情報を、用いる場合は、あらかじめ文章による本人からの同意を得るものとする。

(賠償責任)

第10条 事業者は、事故の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

- ①利用者等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ②利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して利用者等が行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④地震・水害等の自然災害その他事業者の責任によらない事由によりサービスの提供できず、利用者等に損害が発生した場合。
- ⑤利用者の転倒等による怪我、骨折による損害が発生した場合。

(緊急時の対応)

第 11 条 事業者は、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、緊急要請を取り、必要な治療が受けられるようにするとともに、家族または緊急連絡先へ連絡するものとします。

(連携)

第 12 条 事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の提供にあたり、担当の地域包括支援センター（又は指定介護予防支援事業所）、各行政の担当課又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

(相談・苦情対応)

第 13 条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業に関する利用者の相談、苦情等に対し、迅速に対応します。

(契約外条項)

第 14 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法例の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第 15 条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業所名

1. デイサービス松島マミーホーム
介護保険事業所番号 0472600865

2. スマイルマミー
介護保険事業所番号 0472600535

3. デイサービス梅の宮マミーホーム
介護保険事業所番号 0470300872

契約者氏名

事業者名 有限会社マミーホーム
住 所 宮城郡松島町松島字東浜4番地
代表者名 取締役 鶴田 一

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印